

中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内 (テレワークコース)

「労働時間等の設定の改善」※及び仕事と生活の調和の推進のため、
終日、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク
に取り組む中小企業事業主を支援します



- 社員の育児や介護と仕事の両立を支援したい
- 社員の通勤負担を軽減したい
- ワーク・ライフ・バランスを推進して社員のやる気をアップさせたい
- 優秀な人材を確保したい
- 災害時にも事業を継続させたい

対象者1人当たりの支給額(上限)が増えました!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業場における労働時間、年次有給休暇等に関する事項について労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応した、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

テレワークを新規で導入する**中小企業事業主** ～試行的に導入している事業主も対象です～

中小企業事業主の範囲 (AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。)

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下



助成内容

1. 支給対象となる取組 ～いずれか1つ以上実施してください～

- **テレワーク用通信機器の導入・運用(※)**
(例)web会議用機器、
社内のパソコンを遠隔操作するための機器
など
(※)パソコン、タブレット、スマートフォン
は対象となりません
- **就業規則・労使協定等の作成・変更**
(例)テレワーク勤務に関する規定の整備
- **労務管理担当者や労働者に対する研修、周知・啓発**
- **外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング**
- **保守サポート料、通信費**
- **クラウドサービス使用料**

2. 成果目標

支給対象となる取組は、以下の「成果目標」を両方達成することを目指して実施してください。

- 評価期間に1回以上、対象労働者全員に、終日、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを実施させる
- 評価期間において、対象労働者が終日、在宅又はサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とする

3. 評価期間

「2. 成果目標」の評価期間は、事業実施期間（事業実施承認の日から平成29年2月15日まで）で、1か月から6か月の間で設定してください。

4. 支給額

「1. 支給対象となる取組」の実施に要した経費の一部を、「2. 成果目標」の達成状況に応じて支給します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費 ※ 契約形態が、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約などで「3. 評価期間」を超える契約の場合は、「3. 評価期間」に係る経費のみが対象	対象経費の合計額×補助率 (上限額を超える場合は 上限額 (※)) (※)「1人当たりの上限額」×対象労働者数 または「1企業当たりの上限額」のいずれか低い方の額

成果目標の達成状況	達成	未達成
補助率	3/4	1/2
1人当たりの上限額	15万円	10万円
1企業当たりの上限額	150万円	100万円

例えば、労働者100人の企業で、総務、経理部門5人に1人当たり20万円の機器を導入する場合、
所要額 20万円×5人 = 100万円
→ 15万円×5人 = 75万円を助成
※目標未達成の場合は、
10万円×5人 = 50万円を助成

利用の流れ

- 1 「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワーク相談センターに提出（締切は12月1日（木））
※ 厚生労働省から事業実施承認通知書が送付されます
- 2 事業実施承認後、提出した計画に沿って取組を実施
- 3 テレワーク相談センターに支給申請（締切は2月28日（火））
※ 厚生労働省から支給されます

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

※職場意識改善助成金テレワークコースに関する申請書やお問合せなどの受付は、厚生労働省委託事業テレワーク相談センター事業の受託者である一般社団法人日本テレワーク協会により行われています。

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11

東京YWCA会館3階

電話：0120-91-6479

URL：<http://www.tw-sodan.jp/>

(H28.4)